

## 川崎市民間自転車等駐車場整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自転車等の放置を防止し、道路、公園その他の公共の場所の機能を保全するとともに、良好な都市環境の形成に資する自転車等駐車場の整備を促進するため、民間自転車等駐車場に係る補助金の交付に関し、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日川崎市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- (4) 対象自動二輪車 自動二輪車のうち、総排気量が0.125リットル以下又は定格出力が1.00キロワット以下のものをいう。
- (5) 自転車等 自転車、原動機付自転車及び対象自動二輪車をいう。
- (6) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車、原動機付自転車及び対象自動二輪車の駐車のための施設をいう。
- (7) 新設 新たに自転車等駐車場を設置することをいう。
- (8) 増設 既存の自転車等駐車場の収容台数を増加させるために、自転車等駐車場を整備することをいう。

### (補助対象)

第3条 補助対象となる自転車等駐車場は、市内に新設又は増設をする民間の自転車等駐車場で、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域において、一般公共の用に供される自転車等駐車場であること。
- (2) 新設又は増設される自転車等の収容台数が30台以上であること。ただし、収容台数の計算に当たり、原動機付自転車及び対象二輪自動車については、1台につき自転車1.5台分として換算する。
- (3) 当該自転車等駐車場をその開設の日から別表第1に定める期間以上、継続して運営すること。

(4) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87条。以下「自転車法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に抵触しないものであること。

2 補助対象の区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 川崎駅周辺、武蔵小杉駅周辺及び武蔵溝ノ口駅周辺において、それぞれの駅から概ね500メートル以内の区域。
- (2) 川崎駅、武蔵小杉駅及び武蔵溝ノ口駅を除く市内又は本市に隣接する駅から概ね300メートル以内の区域。
- (3) 立地等について市長が適当と認める区域。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する自転車等駐車場は、原則として、補助金の交付対象としない。

- (1) 川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例（平成17年川崎市条例第19号）の規定の適用を受けて新設又は増設をするもの。
- (2) 鉄道事業者が設置するもの。
- (3) 百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等がその利用者又は従業員のために新設又は増設をするもの。
- (4) 新設又は増設に際し、他の補助制度等を受けるもの。
- (5) 新設又は増設により、歩行者等他の交通に著しく支障となるもの。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、土地取得費を除く建設費及び駐車器具整備費の合計額又は別表第2に定める自転車等1台当たりの整備費の基準単価に収容台数を乗じて得た額のいずれか低い額の3分の2以内の額とする。この場合において、補助金の額に10,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、民間自転車等駐車場整備費補助金交付（変更）申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、この要綱に基づく補助金の交付を受けた自転車等駐車場を増設する場合においては、当該自転車等駐車場を開設してから5年以上経過しているものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 別表第1に定める期間に属する事業計画書及び各年度の収支計算書
- (2) 位置図、平面図又は各階平面図、立面図及び敷地面積求積図
- (3) 当該自転車等駐車場の利用者に対し推奨する動線を示した図面等
- (4) 工事契約書又は見積書の写し
- (5) 建築確認通知書の写し

- (6) 申請者の納税証明書
- (7) 申請者に係る住民票の写し又は法人登記簿謄本
- (8) 土地登記簿本（借地の場合は、賃貸借契約書の写し及び土地所有者の自転車等駐車場新設又は増設に係る承諾書）及び公図
- (9) 一般公共の用に供すると確認できる書類（利用に係る約款等）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 申請者は、前項の申請の内容に変更があったとき、予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく民間自転車等駐車場整備費補助金交付（変更）申請書（第1号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 申請者は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

（交付決定及び決定通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、別に定める川崎市民間自転車等駐車場整備費補助金交付審査委員会において、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、民間自転車等駐車場整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）又は民間自転車等駐車場整備費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（完了の報告）

第7条 申請者は、補助対象となる自転車等駐車場の新設又は増設に係る工事が完了したときは、速やかに民間自転車等駐車場整備費補助金工事完了届（第4-1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

(1) 工事に関する請求書又は領収書の写し

(2) 建築物等を設置する場合においては検査済証の写し

(3) 工事完成図面及び写真

(4) 収容台数について利用の種別及び対象自転車等の種類別に記載した書類

(5) 発注実績報告書（第4-2号様式）

(6) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第4－3号様式）

(7) その他完了を証するため必要な書類

2 前項第1号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第5条4項の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

4 申請者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該申請者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

5 本条第1項第6号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第5条4項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

（補助金の額の確定等）

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を民間自転車等駐車場整備費補助金交付額確定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（開設の報告）

第9条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の受領の日から30日以内に民間自転車等駐車場開設報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（運営状況の報告）

第10条 補助事業者は、開設後、別表第1に定める期間において、当該自転車等駐車場の運営状況を民間自転車等駐車場運営状況報告書（第7号様式）により、1年ごとに市長に報告しなければならない。

（届出事項）

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、開設後、別表第1に定める期間において、民間自転車等駐車場整備費補助金変更（廃止）届（第8号様式）をあらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 自転車等駐車場の営業を停止するとき。

(2) 住所又は事務所等の所在地を変更するとき。

(3) 自転車等駐車場の名称又は補助事業者を変更するとき。

(4) 自転車等駐車場の収容台数又は利用料金を変更するとき。

(5) その他内容を変更するとき。

2 補助事業者は、開設後、別表第1に定める期間において、自転車等駐車場が滅失し、又は損害を受けたときは、民間自転車等駐車場整備費補助金変更（廃止）届（第8号様式）を速やかに届け出なければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、申請者又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第5条若しくは第7条の規定に違反したとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) その他法令、条例又はこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、民間自転車等駐車場整備費補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、自転車等駐車場の構造及びその運営期間（自転車等駐車場の開設日から補助金返還の事由が生じた日までをいう。）に応じて、期限を定めて、別表第3に掲げる額の返還を命ずるものとする。

2 市長は、自転車等駐車場の施設の変更等に伴い、補助対象の自転車等駐車場の収容台数が減少したときには、自転車等駐車場の構造及びその運営期間に応じて、期限を定めて、別表第4に掲げる額の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第14条 補助事業者は、第12条の規定による取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられるものとする。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95

パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した自転車等駐車を、市長の承認を受けずに、別表第1に定める期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(調査等)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関する報告を求め、又は関係する帳簿書類及び自転車等駐車を調査することができる。

(帳簿の整理保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を自転車等駐車の開設日から別表第1に定める期間保存しておかなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、民間自転車等駐車に係る補助金の交付に関し必要な事項は、建設緑政局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条、第10条、第15条、第17条関係）

構 造	期 間
平 置 式	5年
立 体 自 走 式	7年
立 体 機 械 式	10年

別表第2（第4条）

構 造	自転車等1台当たりの整備費の基準単価	
	自転車	原動機付自転車又は対象自動二輪車
平 置 式	6万円	9万円
立 体 自 走 式	20万円	30万円
立 体 機 械 式	30万円	45万円

別表第3（第13条関係）

構 造	運 営 期 間	補 助 金 の 返 還 額
平 置 式	3年に満たないとき	補助金交付額の全額に相当する額
	3年以上4年未満のとき	補助金交付額の2分の1に相当する額
	4年以上5年未満のとき	補助金交付額の3分の1に相当する額
立 体 自 走 式	5年に満たないとき	補助金交付額の全額に相当する額
	5年以上6年未満のとき	補助金交付額の2分の1に相当する額
	6年以上7年未満のとき	補助金交付額の3分の1に相当する額
立 体 機 械 式	6年に満たないとき	補助金交付額の全額に相当する額
	6年以上8年未満のとき	補助金交付額の2分の1に相当する額
	8年以上10年未満のとき	補助金交付額の3分の1に相当する額

別表第4（第13条関係）

構 造	運 営 期 間	補 助 金 の 返 還 額
平 置 式	3年に満たないとき	補助金交付額の全額に相当する額に、施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額
	3年以上4年未満のとき	補助金交付額の2分の1に相当する額に、施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額
	4年以上5年未満のとき	補助金交付額の3分の1に相当する額に、施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額
立 体 自 走 式	5年に満たないとき	補助金交付額の全額に相当する額に、施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額
	5年以上6年未満のとき	補助金交付額の2分の1に相当する額に、施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額
	6年以上7年未満のとき	補助金交付額の3分の1に相当する額に、施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額
立 体 機 械 式	6年に満たないとき	補助金交付額の全額に相当する額に、施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額
	6年以上8年未満のとき	補助金交付額の2分の1に相当する額に、施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額
	8年以上10年未満のとき	補助金交付額の3分の1に相当する額に、施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額

第1号様式

民間自転車等駐車場整備費補助金交付（変更）申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住所  
氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

川崎市自転車等駐車場整備費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

届 出 の 区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	
自転車等駐車場の名称		
自転車等駐車場の所在地		
敷 地 の 所 有 状 況	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 借地	
自転車等駐車場の位置	<input type="checkbox"/> 駅から約 _____ m <input type="checkbox"/> 市長が適当と認める地域(具体的地域: _____)	
新 設 ・ 増 設 の 区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設	
自転車等駐車場の規模等	自転車	原動機付自転車及び対象自動二輪車
収 容 台 数	_____ 台	_____ 台
ラック等の設置	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
面 積	_____ m <sup>2</sup>	_____ m <sup>2</sup>
自転車等駐車場の形状	<input type="checkbox"/> 平面式 <input type="checkbox"/> 立体自走式 <input type="checkbox"/> 立体機械式	
開 設 日 ( 予 定 日 )	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
建設費及び駐車器具整備費	_____ 円 (消費税及び地方消費税を含む。)	
料 金 体 系	<input type="checkbox"/> 時間利用 ( _____ ) <input type="checkbox"/> 1日1回 ( _____ ) <input type="checkbox"/> 定期利用 ( _____ )	
管 理 方 式	<input type="checkbox"/> 有人管理 <input type="checkbox"/> 電磁ロック式 <input type="checkbox"/> ゲート式 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )	
そ の 他 ( 確 認 事 項 )	<input type="checkbox"/> 当該自転車等駐車場は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第2項(鉄道事業者の協力義務)に基づき、整備する施設ではありません。	
変 更 ・ 取 下 げ の 理 由 (変更・取下げの場合のみ記載)		

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

注2 変更の場合は、変更部分を見え消しで記入してください。

注3 本様式での変更申請は、自転車等駐車場開設までの期間を対象とします。

民間自転車等駐車場整備費補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

住所  
氏名 様

年 月 日付けで申請のあった川崎市自転車等駐車場整備費補助金の交付について、審査し、交付と決定しましたので、川崎市自転車等駐車場整備費補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

年 月 日

川崎市長 印

(1) 交付予定額	
(2) 交付条件	

民間自転車等駐車場整備費補助金不交付決定通知書

川崎市指令 第 号

住所  
氏名 様

年 月 日付けで申請のあった川崎市自転車等駐車場整備費補助金の交付について、審査しましたが、次の理由で不交付と決定しましたので、川崎市自転車等駐車場整備費補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

年 月 日

川崎市長 印

理 由	
-----	--

民間自転車等駐車場整備費補助金工事完了届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住所  
氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

川崎市自転車等駐車場整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

交付決定通知日及び番号	年 月 日	川崎市指令 第 号
自転車等駐車場の名称		
自転車等駐車場の所在地		
工事完了年月日	年 月 日	
新設・増設の区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設	
自転車等駐車場の規模等	自転車	原動機付自転車及び対象自動二輪車
収容台数	台	台
形状	<input type="checkbox"/> 平面式 <input type="checkbox"/> 立体自走式 <input type="checkbox"/> 立体機械式	
構造	造 階建て	
面積	㎡ (延床面積)	
開設予定日	年 月 日	
建設費及び駐車器具整備費	円 (消費税及び地方消費税を含む。)	
算定根拠		

補助金請求金額の内容	
請求金額	円
算定根拠	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

発注実績報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住所  
氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年 月 日第 号で交付決定された事業について、川崎市民間自転車等駐車場整備費補助金交付要綱第7条第2項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名

2 発注実績 (別添とすることも可)

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください

(単位：円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積もりを徴取し難い事由がある場合は、入札(見積もり)に係る理由書

(参考) 各用語の定義

○市内企業：川崎市内に登記簿上に記載された本店がある企業

(ただし、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの)

○中小企業：中小企業基本法第2条各号及び同法関連政令に定める企業

入札（見積り）に係る理由書

年 月 日

1. 100万円を超える契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収が行えない契約

2. 発注先

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1) から (6) の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

民間自転車等駐車場整備費補助金交付要綱第7条第5項に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難しい理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

企業・団体名 \_\_\_\_\_

代表者 職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

第5号様式

民間自転車等駐車場整備費補助金交付額確定通知書

川崎市指令 第 号

住所  
氏名 様

年 月 日付けで交付決定をした川崎市自転車等駐車場整備費補助金について、川崎市自転車等駐車場整備費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり補助金の額が確定したので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

補助金交付額	円
算定根拠等	

民間自転車等駐車場開設報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

補助事業者 住所  
氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

川崎市自転車等駐車場整備費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

交付決定通知日及び番号	年 月 日	川崎市指令 第 号
自転車等駐車場の名称		
自転車等駐車場の所在地		
敷地の所有状況	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 借地	
自転車等駐車場の位置	<input type="checkbox"/> 駅から約 m <input type="checkbox"/> 市長が適当と認める地域(具体的地域: )	
新設・増設の区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設	
自転車等駐車場の規模	自転車	原動機付自転車及び対象自動二輪車
収容台数	台	台
ラック等の設置	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
自転車等駐車場の形状	<input type="checkbox"/> 平面式 <input type="checkbox"/> 立体自走式 <input type="checkbox"/> 立体機械式	
構造	造 階建て	
面積	m <sup>2</sup> (延床面積)	
開設日	年 月 日 時	
料金体系	<input type="checkbox"/> 時間利用 ( ) <input type="checkbox"/> 1日1回 ( ) <input type="checkbox"/> 定期利用 ( )	
管理方式	<input type="checkbox"/> 有人管理 <input type="checkbox"/> 電磁ロック式 <input type="checkbox"/> ゲート式 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

民間自転車等駐車場運営状況報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

補助事業者 住所  
氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

川崎市自転車等駐車場整備費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

交付決定通知日及び番号	年 月 日 川崎市指令 第 号
自転車等駐車場の名称	
自転車等駐車場の所在地	

運 営 状 況 ( 年度 半期分)					
内 訳	収入	月 分	円	月 分	円
	時間利用		円 ( 人)		円 ( 人)
	1日1回		円 ( 人)		円 ( 人)
	定期利用		円 ( 人)		円 ( 人)
	支出		円		円
	収支		円		円
備考					
内 訳	収入	月 分	円	月 分	円
	時間利用		円 ( 人)		円 ( 人)
	1日1回		円 ( 人)		円 ( 人)
	定期利用		円 ( 人)		円 ( 人)
	支出		円		円
	収支		円		円
備考					
内 訳	収入	月 分	円	月 分	円
	時間利用		円 ( 人)		円 ( 人)
	1日1回		円 ( 人)		円 ( 人)
	定期利用		円 ( 人)		円 ( 人)
	支出		円		円
	収支		円		円
備考					

注 報告は、上半期分・下半期分に分けて2枚提出してください。

第8号様式

民間自転車等駐車場変更（廃止）届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

補助事業者 住所  
氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

川崎市自転車等駐車場整備費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出の区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止
交付決定通知日及び番号	年 月 日 川崎市指令 第 号
自転車等駐車場の名称	
自転車等駐車場の所在地	
自転車等駐車場の開設日	年 月 日

変更・廃止内容等	
変更・廃止事項	
変更・廃止理由	
備考	

注 該当する口には、レ印を記入してください。

第9号様式

民間自転車等駐車場整備費補助金交付決定取消通知書

川崎市指令 第 号

住所  
氏名 様

年 月 日付で交付決定をした川崎市自転車等駐車場整備費補助金については、川崎市自転車等駐車場整備費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり補助金の交付の決定を取り消したので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

取消しの対象	交付決定通知日及び番号	年 月 日 川崎市指令 第 号
	自転車等駐車場の名称	
	自転車等駐車場の所在地	
取消しの理由		

補助金の返還額	円
返還額の算定根拠	